

協定項目	1	協議項目	合併の方式	檜山北部3町合併協議会資料
------	---	------	-------	---------------

1 「市町村の廃置分合」 地方自治法第7条について

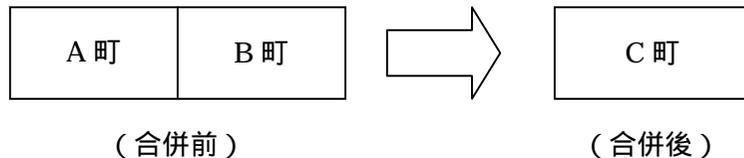
「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変更であり、通常は分割・分立・合体及び編入の4種類がある。

- (1) 分割とは、一つの地方公共団体を廃し、その区域を分けて数個の地方公共団体を置くことをいう。
- (2) 分立とは、一つの地方公共団体の一部の区域を分けて、その区域をもって新しい地方公共団体を置くことをいう。
- (3) 合体とは、二以上の地方公共団体を廃して、その区域をもって一つの地方公共団体を置くことをいう。
- (4) 編入とは、地方公共団体を廃して、その区域を既存の他の地方公共団体の区域に加えることをいう。

2 「市町村の合併」 市町村合併特例法第2条第1項について

「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。」とされており、合併の形態には「新設合併」と「編入合併」の2種類があります。

- (1) 新設合併とは、二つ以上の市町村を廃して、その区域をもって新たに一つ以上の市町村を置く場合をいう。「合体合併」、「対等合併」ともいう。

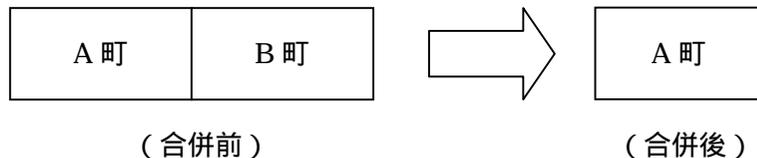


- ・合併関係市町村が全て廃されるため新たな町の名称を定める。
- ・新しい事務所は合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性を考慮して決定。
- ・合併関係市町村の財産、公共施設は合併市町村が引き継ぐ。

最近の例 熊本県あさぎり町（平成15年4月1日新設合併）

市町村	免田町	上村	岡原村	須恵村	深田村	計
人口(人)	6,160	5,641	3,029	1,520	2,021	18,371
面積()	10.31	89.72	20.23	17.98	21.25	159.49

- (2) 編入合併とは、一つ以上の市町村を廃して、その区域を既存の市町村に加える場合をいう。



- ・合併後の新町の名称は、編入する市町村の名称となる。
- ・合併後の事務所は、編入する市町村の事務所となる。
- ・合併関係市町村の財産、公共施設は編入する市町村が引き継ぐ。

最近の例 茨城県つくば市（平成14年11月1日編入合併）

市町村	つくば市	荃崎町	計
人口（人）	156,562	25,784	182,346
面積（ ）	259.59	24.48	284.07

3 合併の主な相違点

新設合併 関係する市町村のすべての法人格が失われ、新たな法人格が発生することになります。

編入合併 編入される市町村の法人格は失われるが、編入する市町村の法人格は存続することになります。

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
定 義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村数の減少を伴うもの。
法 人 格	新たな法人格が発生する。	編入する合併関係市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに定める。	一般的には編入する市町村の名称となる。
事 務 所 の 位 置	新たに定める。	一般的には編入する市町村の事務所の位置となる。
市 町 村 の 長	合併関係市町村の長は、すべて失職する。	編入される合併関係市町村の長は、失職する。編入する合併関係市町村の長は、変わらない。
助役・収入役等の特別職	合併関係市町村の助役・収入役といった特別職は、全員失職する。	編入される合併関係市町村の特別職は、全員失職する。編入する合併関係市町村の長は、変わらない。
一 般 職 の 職 員	合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。 (合併特例法第9条第1項)	

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併
議会議員	原 則	合併関係市町村の議員は全員失職、合併市町村の法定定数以内で条例の定める定数による新たな議員の選挙を行う。 任期は、設置選挙の日から4年。	編入される合併関係市町村の議員は全員失職し、編入する合併関係市町村の議員は在任する。任期は、編入する市町村の議員の在任期間。 (合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。)
	特 例	次のいずれかによることができる。 定数特例(合併特例法第6条第1項) 設置選挙において、法定定数の2倍まで議員を置くことができる。 在任特例(合併特例法第7条第1項) 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年以内の間引き続き在任することができる。	次のいずれかによることができる。 定数特例(合併特例法第6条第2項、第3項、第5項) 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに、選挙区を設けて定数を配分することができる。 在任特例 編入される合併関係市町村の議会の議員で、当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議員の残任期間相当在任することができる。 (合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。)
農業委員会 の委員 (合併市町村 に1つの委員 会を置くこと とする場合)	原 則	合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全員失職する。	編入される合併関係市町村の委員は全員失職し、編入する合併関係市町村の委員は在任する。
	特 例	合併関係市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。	編入される合併関係市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入先の合併関係市町村の委員の残任期間在任することができる。
条 例 ・ 規 則		合併関係市町村の条例・規則は失効する。 (暫定条例について自治法施行令3条参照)	編入される合併関係市町村の条例・規則は失効し、編入する合併関係市町村の条例・規則が適用される。

調整の内容（例示）

1．新設合併の場合

協議事項	合併の方式	関係項目	
調整の内容	瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町及び久遠郡大成町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。		

2．編入合併の場合

協議事項	合併の方式	関係項目	
調整の内容	郡 町、 郡 町を廃し、その区域を 郡 町に編入する編入合併とする。		

先 進 事 例

ひたちなか市（茨城県／平成6年11月1日 新設合併）

勝田市及び那珂湊市を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

あきる野市（東京都／平成7年9月1日 新設合併）

秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設合併）

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する合体合併とする。

新潟市（新潟県／平成13年1月1日 編入合併）

西蒲原郡黒埼町を廃し、その区域を新潟市に編入する編入合併とする。

西東京市（東京都／平成13年1月21日 新設合併）

田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

潮来市（茨城県／平成13年4月1日 編入合併）

行方郡牛堀を廃し、その区域を同郡潮来町に編入するものとする。

さいたま市（埼玉県／平成13年5月1日 新設合併）

浦和市、大宮市及び与野市を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設合併）

上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等合併）とする。

合併市町村の概要

都道府県名	新市町村名	合併関係市町村名	都道府県名	新市町村名	合併関係市町村名
茨城県	ひたちなか市	かつた 勝田市、な かみなと 那珂湊市	東京都	西東京市	たな 田無市、ほ うや 保谷市
東京都	あきる野市	あきがわ 秋川市、い つかいち 五日市町	茨城県	潮来市	いたこ 潮来町、う しほり 牛堀町
兵庫県	篠山市	さきやま 篠山町、に しき 西紀町、た んなん 丹南町、こ んだ 今田町	埼玉県	さいたま市	うらわ 浦和市、お おみや 大宮市、よ の 与野市
新潟県	新潟市	にいがた 新潟市、く るさき 黒埼町	熊本県	あさぎり町	うえ 上村、めん だ 免田町、お かほら 岡原村、す え 須恵村、ふ かだ 深田村

先 進 事 例

【新設合併】

都道府県名	新市町村名	方式	合併年月日	旧市町村名
兵庫県	篠山市	新設	H11.4.1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
東京都	西東京市	新設	H13.1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13.5.1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14.4.1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14.4.1	中里村、具志川村
山梨県	南部町	新設	H15.3.1	南部町、富沢町
群馬県	神流町	新設	H15.4.1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15.4.1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
岐阜県	山県市	新設	H15.4.1	高富町、伊自良村、美山町
静岡県	静岡市	新設	H15.4.1	静岡市、清水市
広島県	大崎上島町	新設	H15.4.1	大崎町、東野町、大江町
香川県	東かがわ市	新設	H15.4.1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15.4.1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
福岡県	宗像市	新設	H15.4.1	宗像市、玄海町
宮城県	加美町	新設	H15.4.1	中新田町、小野田町、宮崎町
山口県	周南市	新設	H15.4.21	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
岐阜県	瑞穂市	新設	H15.5.1	穂積町、巢南町
長野県	千曲市	新設	H15.9.1	更埴市、戸倉町、上山田町
山梨県	富士河口湖町	新設	H15.11.15	河口湖町、勝山村、足和田村
三重県	いなべ市	新設	H15.12.1	北勢町、員弁町、大安村、藤原町

【新設合併】

都道府県名	新市町村名	方式	合併年月日	旧市町村名
新潟県	新潟市	編入	H13.1.1	新潟県、黒崎町
茨城県	潮来市	編入	H13.4.1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13.11.15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14.11.1	つくば市、荃崎町
広島県	福山市	編入	H15.2.3	福山市、内海町、新市町
広島県	呉市	編入	H15.4.1	呉市、下浦刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15.4.1	新居浜市、別子山村
千葉県	野田市	編入	H15.6.6	野田市、関宿町
新潟県	新発田市	編入	H15.7.7	新発田市、豊浦町
愛知県	田原市	編入	H15.8.20	田原町、赤羽根町

注) 平成 11 年 ~ 平成 15 年 12 月 1 日までの状況